

## 非営利法人(仮称)制度の創設に関する検討課題(社団関係その7)

「定款で定めれば、社員が出資する(財産を拠出する)法人を設立することも可能であり、その場合の出資の意味については、非営利性の原則(社員は利益配当請求権、残余財産分配請求権、法人の財産に対する持分を有しない。)に抵触しないように、さらに、そのあり方について検討する。」(議論の中間整理)という方針を踏まえると、法人に対する出資(財産の拠出)のあり方については、次のように考えることができるのではないか。

WG資料12(抜粋)

## 第2 社団形態の非営利法人(仮称)制度

## 1 非営利の概念(営利法人制度との区別)

(本文省略)

1 社員が任意に非営利社団法人(仮称)に財産を拠出することは妨げないこととする方向で検討する。また、社員が法人に財産を拠出した場合の法律関係については、拠出額の限度でその返還を受けることは妨げないのではないかと、返還請求権は、他の債権者に劣後するものとすべきではないか、などの点に配慮しつつ、引き続き検討する。

1 法人は、定款に、社員の法人に対する財産の拠出に関する規定を置くことができるものとする。

1 「出資」という用語は、現行法令上、法人財産に対する持分を伴う意味で用いられる例が多い(商法第63条第1項第5号、有限会社法第6条第1項第4号、中小企業等協同組合法第10条第1項、消費生活協同組合法第16条他多数)が、そうでない例もある(民法第46条第1項第7号)。上記の原則を採用する非営利社団法人(仮称)においては、「出資」という用語を用いることは相当でないと思われるが、どうか。

なお、本資料では「出資」又は「出資金」という用語ではなく、「拠出」又は「拠出金」という用語を用いることとする。

2 財産の拠出者について、社員だけでなく、第三者を含むこととすべきではないか。

2 1の規定を設ける場合には、次の事項を定めなければならないものとする。

(1) 拠出金の総額

- 1 拠出金の総額については、登記事項とする
- 2 拠出金の総額には、後記(4)の積立金を含むものとする。
- 3 最低額に関する規制の要否については、なお検討する。

(2) 拠出金の返還の要件

拠出金の返還は、 定時社員総会の決議に基づき、かつ、 毎事業年度末の貸借対照表に基づき剰余金として処分可能な額の範囲内で行われるべきものとする。また、 〃 の規律に違反して拠出金の返還がされた場合、法人の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を法人に対して返還することを請求することができるものとする（中間法人法第65条参照）。

(3) 拠出金の返還に係る債権には、利息を付することができない旨

- 1 社員が拠出した場合、その利息名下に実質的な利益分配がされることを防ぐ趣旨である。
- 2 利率の上限を法定することにより、その範囲内で利息を付することができることとすべきではないかとの指摘について、どう考えるか。

(4) 拠出金が返還される場合には、返還される拠出金に相当する金額が積み立てられるものとし、この積立金は、取り崩すことができない旨

拠出金の総額は、法人の活動中は減少しないものとする。

(5) 清算時における拠出金の返還に係る債務の弁済は、その余の法人の債務が弁済された後でなければ、することができない旨

拠出金の返還に係る債務は、法人の一般債権者に劣後する旨を定めるものである。

3 次の事項については、なお検討する。

(1) 拠出金増加の手のあり方

拠出金の増額の必要性を踏まえると、所要の規定を置くこととすべきではないか。

(2) 金銭以外の財産の拠出（現物拠出）の可否及び可とする場合の手の

現物拠出の必要性の有無を踏まえ、検討する。